

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

令和6年3月29日に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員請求書（以下「請求書」という。）が、西宮市 Xから提出された。

2 請求の概要

請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

(ア) 請求人は、平成25年10月に虚偽告訴罪で逮捕され、これを不当逮捕（特別公務員職権濫用罪）として兵庫県警（以下「県警」という。）に告訴したが、県警はこの逮捕に関与した警察官に対する捜査を行わず、令和5年10月に特別公務員職権濫用が公訴時効となった。

(イ) 告訴が受理されながら公訴時効となったのは、県や県警の幹部らが警察官に捜査をしないよう指示したことが理由であり、担当警察官が捜査をしない見返りとして昇任や給与を受け取っていることと併せて「贈収賄」にあたる。

(ウ) (イ) の贈収賄に関わった県・県警幹部は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第50号。以下「退職手当条例」という。）第15条の2第2項1号及び2号に定める退職手当の差止事由に該当する。

イ 求める措置の内容

請求人作成の上申書（下記(2)①）に「令和5年10月15日を基準として・・・給料の計算をして返還及び給料の差し止めをする」「12月に支払ったボーナスの返還をさせる」との記述がある。このことから、求める措置の内容は、給料及び期末勤勉手当（以下「給与等」という。）であって、令和5年10月15日から監査委員の判断が出るまでの期間に支給されたものを返還させること及び未支給の給与等について支給を差し止めること、と解した。

また、給与等の受給者については、請求書及び請求人作成の上申書（下記(2)①）の記述から、次の者（以下「対象者」という。）であると解した。

県幹部職員：兵庫県知事、A、B

県警職員：C、D、E、F、G、

H、I、J、K、L、M、

N、O、P、Q

なお、請求人は請求書で「E」「L」と表示しているが、いずれも誤りである。

(2) 事実証明書

請求書に次の書類が添付されている。

- ①上申書（令和6年2月9日付、2月20日付）
- ②意見書（令和6年3月12日付）
- ③退職手当条例
- ④判例（最高裁昭和37年9月4日）
- ⑤懲戒処分の方針について（平成12年3月31日人事院通知）

3 請求の受理

本件請求について、上記「2 請求の概要」のように解することで地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認められることから、令和6年3月29日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項に基づき、令和6年4月26日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けるとともに、関係機関から陳述の聴取を行った。

1 請求人からの証拠の提出

請求書及び事実証明書に加えて、請求人から、別記一覧の文書が証拠として提出された。

2 請求人の陳述の要旨

請求人は上記第1 2(1)ア の請求理由に加えて、概ね次の趣旨を陳述した。

- ①住民監査請求は証拠と調査に基づいて結果を出すものと承知している。
- ②兵庫県の警察官は6回も7回も違法なことをしている。
- ③今日この後提出する資料には、告訴事件は起訴を前提にすべきだと書いてある。
- ④違法なことをした職員に知事が給料を払うことも違法行為だと警察常任委員会に陳情した。
- ⑤監査委員事務局は警察を指導する立場にある。

3 執行機関の陳述の要旨

執行機関から次のとおり陳述があった。

(1) 兵庫県警察本部の陳述の要旨

- ①対象者のうち、県から給与等の支給を受けている警察官は現職であり、退職手当の受給者に該当しない。
- ②平成25年の請求人の逮捕は、捜査を尽くしたものであって正当である。
- ③請求人からの告訴事件は神戸地方検察庁へ送致し適正に対応している。
- ④対象者には犯罪行為はなく、懲戒処分を受けるべき行為もない。

⑤給与等も条例に基づき適正に支給している。

(2) 兵庫県総務部の陳述の要旨

請求人の主張する「人を欺いて公金を支出、交付させた」等の事実はなく、給与支給事務は財務会計上、適正に対応している。

第3 監査の対象

令和5年10月15日から監査委員の判断が出るまでの期間（以下「対象期間」という。）における、対象者に対する給与等の支給（公金の支出）

第4 監査の結果

1 結論

本件監査請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

[監査結果]

- (1) C、D、E、F、G、H、I及びJの給与等に係る監査請求は、全体が不適法であるため、監査を行わない。
- (2) L及びKの令和6年4月以降の給与等に係る監査請求は不適法であるため、監査を行わない。
- (3) 上記(1)(2)以外の給与等に係る監査請求には理由がないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、執行機関の陳述及び執行機関に対する調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

2 認定した事実

(1) 県職員の給与等にかかる法令・条例の規定

ア 部長を含む一般職員については、職員の給与等に関する条例（昭和35年条例第42号。以下「給与条例」という。）第3条において、給与を受ける権利を有するとしており、そのうえで、特定の場合において、減額や不支給等の取扱いを定めている。

知事等の特別職についても、特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年条例第54号。以下「特別職給与条例」という。）第2条において給料等を支給するとし、そのうえで、特定の場合における不支給等の取扱いを定めている。

なお、知事には地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用がないため懲戒処分はなく、地方自治法81条の解職、143条の禁固刑等で被選挙権を有しなくなった際の失職が定められている。

イ 給与等を減額・差し止めする根拠規定として、一般職の職員については、条

例において次の定めがある。

(ア) 給与条例

- ・(6条) 年次休暇等以外で正規の勤務時間に勤務しない場合は給与を減額
- ・(6条の2) 90日を超える病気休暇については、給与を支給しない
- ・(25条の2、25条の3、26条) 期末勤勉手当について、基準日以降の懲戒免職・失職時の不支給、離職後在職中の行為にかかる刑事事件で起訴等の場合の差し止め
- ・(41条、42条) 休職者の給与について、全額支給、減額、不支給

(イ) 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例(昭和38年条例第31号)

- ・(4条) 減給
- ・(5条) 停職

(ウ) 職員の分限並びに分限に関する方法及び効果に関する条例(昭和35年条例第52号)

- ・(2条の2) 降給

(エ) 退職手当条例

- ・(15条) 懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限
- ・(15条の2) 退職者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合等の退職手当の支払いの差し止め
- ・(15条の3) 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給の制限
- ・(15条の4) 在職期間中の刑事事件に関し禁固刑等時の返納

ウ 特別職については、特別職給与条例に次のとおり準用規定がある。

- ・(3条6項) 期末手当について給与条例25条の不支給、差し止めを準用
- ・(4条5項) 退職手当について給与条例15条の支給制限等を準用

(2) 警察官の給与等にかかる法令・条例の規定

ア 警察官のうち警視正以上の階級にある者は、地方警務官として国家公務員の地位にあり、給与等は国庫から支弁される(警察法(昭和29年法律第162号)第37条、56条)。

なお、兵庫県警察本部における給与等の支給手続きは、たとえば通勤手当の経路認定などの実務は県警本部の職員が担うものの、これも含めて一連の公金支出(官署支出官による支出決定、国の財務会計システムへの入力、国から本人口座への振込み)は国の財務会計行為として行われている。

イ 警察官のうち地方警務官以外の者には、県の一般職員と同じ給与条例が適用される。

(3) 対象者のうち県幹部職員につき確認した事実

ア 知事には地方公務員法は適用されないため、給与等の返納や差止めの前提となるべき懲戒等の処分は存在しない。

イ A及びBの2名について、給与等の返納や差止めの前提となるべき懲戒等の処分の有無を、総務部職員局人事課において、聞き取り及び資料の確認により

調査した。

その結果、採用以降、調査時点までの間、給与等の返納や差止めの前提となるべき懲戒等の処分を受けた事実はないことが確認された。

(4) 対象者のうち警察官につき確認した事実

ア C、D、E、F、G、H、Iの7名は、対象期間の全期間にわたって警視正以上の階級にあるため、地方警務官（国家公務員）として、給与等は国庫から支弁されている。

イ Jは令和4年8月に警察庁へ帰任しているため、対象期間の全期間にわたって、兵庫県からの給与等の支給がなかった。

ウ K（県警在職中の階級は警視）は令和6年3月に警察庁へ帰任しているため、対象期間のうち令和6年4月分以降の給与等は兵庫県から支給されていない。

エ Lは令和6年3月に警視正に昇任しているため、対象期間のうち令和6年4月分以降の給与等は兵庫県から支給されていない。

オ 以上アからエを踏まえて、本県から支給された給与等がある警察官（K、L、M、N、O、P、Qの7名）について、給与等の返納や差止めの前提となるべき懲戒等の処分の有無を兵庫県警察本部において、聞き取り及び資料の確認により調査した。

その結果、県警に採用または着任以降において、給与等の返納や差止めの前提となるべき懲戒等の処分を受けた事実はないことが確認された。

3 判断

(1) 警察官の給与等のうち、国から支給されるものについては、本県の財務会計行為が存在しないので本県の住民監査請求の対象外であり、これに対する住民監査請求は不適法である。

(2) 対象期間に在籍していない警察官、又は期間中に離任し国へ帰任した警察官については、同人に関する本県の財務会計行為の全部又は一部が存在しないので、存在しない部分に係る住民監査請求は不適法である。

(3) したがって、本件監査請求においては、上記(1)(2)以外の部分、すなわち本県の財務会計行為として支給された給与等についてのみ判断することとなる。

(4) まず、請求人は請求の根拠を退職手当条例としているが、これは失当である。

なぜなら、請求人は本件請求において求める措置を「令和5年10月15日を基準として・・・給料の計算をして返還及び給料の差し止めをする」「12月に支払ったボーナスの返還をさせる」としているのに、「給料・ボーナス」に関係のない退職手当条例を根拠としているからである。

(5) また、本件請求の対象者のうち本県の財務会計行為として給与等を支給された者は、現職職員であるか、退職金が支給されない異動により兵庫県を離任した者かのいずれかであり、退職手当条例第15条の2第1項及び第2項の冒頭にいう「退職をした者」に該当しないので、その適用を受けることはない。この点にお

いても、請求人が対象者に退職手当条例第 15 条の 2 を適用するよう求めているのは失当である。

(6) しかしながら念のため、退職手当条例以外の法令・条例による給与等の返納や差止めが適用されるような処分を、対象者が受けていないかについても確認した。

その結果、前述「確認した事実」のとおり、本県の財務会計行為として給与等の支給を受けた警察官及び県幹部職員は、給与等の返納や差止めの前提となるべき懲戒等の処分は何ら受けていないことが確認された。

(7) したがって、本県の財務会計行為として支給される給与等はすべて、法令に規定されたとおり支出されているものと確認でき、違法不当な公金の支出は認められなかった。

(8) なお、請求人は本件請求の中で、自らが逮捕されたことを不当であると主張し、告訴に対して捜査が行われていないことをもって、職員を懲戒処分するよう訴えているが、逮捕、捜査及び懲戒処分は、地方自治法第 242 条所定の財務会計行為のいずれにもあたらないので、逮捕の当不当や、捜査や懲戒処分の如何については、住民監査請求において監査対象とすることはできない。

別記

- 1 陳述書
- 2 兵庫県 HP (組織一覧) のコピー
- 3 陳述書
- 4 判例 (最高裁 S48. 9. 14)
- 5 懲戒請求申立書の調査結果及び文書の送付について
- 6 苦情処理票 (県警監察官室作成)
- 7 処理経過等 (県警監察官室作成)
- 8 押収品目録交付書 (県警捜査 2 課作成)
- 9 押収品目録交付書 (県警捜査 2 課作成)
- 10 新聞記事 (R5. 5. 3 神戸新聞)
- 11 上申書
- 12 新聞記事 (R5. 5. 3 神戸新聞)
- 13 意見書
- 14 陳述書
- 15 事務連絡 (市町振興課作成)